

給付奨学金の不正利得者に対する徴収の取扱いに関する規程を次のように定める。

令和4年7月21日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉岡知哉

給付奨学金の不正利得者に対する徴収の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年6月18日法律第94号。以下「法」という。)第17条の4に規定する徴収金(以下「徴収金」という。)について、業務方法書(平成16年4月1日文科科学大臣認可)第30条の17第3項の規定に基づき、徴収する方法等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「不正利得者」とは、法第17条の4の規定に基づく徴収の対象となった者をいう。

2 この規程において「大学等」とは、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第103条に規定する大学を除く。以下同じ。)、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。

(法第17条の4の趣旨説明)

第3条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、偽りその他不正の手段による給付奨学金の受給の事実が判明したときは、不正利得者に対し、法第17条の4の規定の趣旨を文書等により説明するものとする。

(徴収金の決定)

第4条 機構は、徴収金の額を算出し、決定するものとする。

(決定通知)

第5条 機構は、前条の規定により徴収金の額を決定したときは、徴収額、納期限その他必要な事項を記載した徴収額決定通知書により、不正利得者に通知するものとする。

(徴収金の納入方法)

第6条 徴収金の納入方法は、原則として一括納入とする

(督促)

第7条 機構は、不正利得者が第4条の規定により決定した金額を納期限までに完納しないときは、督促する日から起算して15日を経過した日を新たな納期限として、不正利得者に督促するものとする。

2 前項の督促は、督促状により、最初の納期限の日から20日以内に行うものとする。

(催告)

第8条 機構は、前条に定める措置にもかかわらず、徴収金が支払われないときは、催告書により、期限を定めて支払いを求めるものとする。

(債務の承認)

第9条 機構は、第4条の規定により決定した徴収金に係る債権について時効が完成するおそれがあるときは、不正利得者に対し、債務承認・納付確約書を提出させ、時効の更新を行うものとする。

(債権管理)

第10条 機構は、徴収金について、管理簿に記載し、債権管理を行うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年7月21日から施行する。